

平成 26 年 第 1 回 東彼杵町議会定例会会議録

平成 26 年第 1 回東彼杵町議会定例会は、平成 26 年 3 月 24 日日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番 堀 進一郎君	2 番 橋村 孝彦 君
3 番 浪瀬 真吾 君	4 番 君
5 番 滝川 初夫 君	6 番 吉永 秀俊 君
7 番 佐藤 隆善 君	8 番 樋口 庄次郎君
9 番 岡田 伊一郎君	10 番 後城 一雄 君
11 番 本下 利之 君	12 番 森 敏則 君

2 欠席議員は次のとおりである。

4 番 福田 修 君

3 地方自治法第 121 条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長 渡邊 悟 君	教 育 長 今道 大祐 君
副 町 長 小山田 正一 君	建 設 課 長 松尾 幸彦 君
総 務 課 長 森 隆志 君	町民生活課長 富永 勝 君
産業振興課長 原田 尚登 君	町民福祉課長 西坂 孝良 君
農 委 局 長 (原田 尚登 君)	財政管財課長 深草 孝俊 君
水 道 課 長 下野 慶計 君	まちづくり課長 松山 昭 君
教 育 次 長 岡木 徳人 君	税 務 課 長 三根 貞彦 君
会 計 課 長 峯 広美 君	

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長 上杉 房男 君 書 記 山下 美華 君

5 議事日程は次のとおりである。

日程第 1 一般質問 (施政方針に対する分)

日程第 2 議案第 10 号 平成 25 年度東彼杵町一般会計補正予算 (第 6 号)
(委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第 3 議案第 14 号 平成 26 年度東彼杵町一般会計予算
(委員長報告・質疑・討論・採決)

追加日程第 1 発議第 1 号 議案第 14 号 平成 26 年度東彼杵町一般会計予算に対する
附帯決議案の提出について (その 1)

追加日程第 2 発議第 2 号 議案第 14 号 平成 26 年度東彼杵町一般会計予算に対する
附帯決議案の提出について (その 2)

日程第 4 議案第 15 号 平成 26 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計予
算 (委員長報告・質疑・討論・採決)

- 日程第 5 議案第 16 号 平成 26 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計予算
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 6 議案第 17 号 平成 26 年度東彼杵町介護保険事業特別会計予算
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 7 議案第 18 号 平成 26 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計予算
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 8 議案第 19 号 平成 26 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計予算
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 9 議案第 20 号 平成 26 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計予算
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 10 議案第 21 号 平成 26 年度漁業集落排水事業特別会計予算
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 11 議案第 22 号 平成 26 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計予算
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 12 議案第 23 号 平成 25 年度東彼杵町一般会計補正予算 (第 7 号)
- 日程第 13 委員会の閉会中の特定事件 (所管事務) 調査の件
- 日程第 14 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第 15 特別委員会の閉会中の特定事件 (所管事務) 調査の件

6 閉会

開 会 (午前 9 時 50 分)

○議長 (森敏則君)

おはようございます。会議を始めます前にお知らせを致します。福田議員より欠席の届出が出ております。許可を致しております、ご了承下さい。

それではこれから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付の通りです。

日程第 1 一般質問 (施政方針に対する分)

○議長 (森敏則君)

日程第 1、町長の施政方針に対する一般質問を行います。質問形式は一問一答方式、質問時間は執行部答弁を含めて 60 分以内、制限時間の 2 分前には警告ベルを鳴らします。なお、質問答弁とも簡潔明解にお願い致します。

それでは 6 番議員吉永秀俊君の発言を許します。

6 番、吉永君。

○6 番 (吉永秀俊君)

おはようございます。去る 3 月 11 日にですね、町長が行われました施政方針に対してですね、3 つの質問をさせて頂きたいと思えます。

まず第 1 番目は、超高齢化社会を迎える本町の財政運営についてでございます。町長が 3 月 11 日の施政方針で東彼杵町は高齢化が 15 年後に最大になり、その後は減少傾向見込みです。現在人口増加の市町村は、一見先行きが明るいように見えますが、大変な事になるそうです、云々と述べられており、これから推察致しますと、県内でも人口減少が顕著な本町より全国的な人口減少にも関わらず、現在も人口増加中の大村市や時津町の将来の方が厳しい財政運営を強いられるように受け取られますが、詳しいご説明をお聞かせ頂きたいと思えます。

また、更に厳しい財政状況ではありますが、町民皆様のご意見をお聞かせ頂きまして住みよい町にしていきたいと思えます。と述べられていますが、具体的にはどのような手段で町民の意見を聞き、それを財政に反映されるつもりなのかを伺いたしたいと思います。

2 番目の質問です。農業振興と快適で住みよいまちづくりについてであります。本町では平成 11 年以降農振地整備計画の見直しが行われておらず、昨年より農業振興地域の見直しが検討推進されておりますが、昨年度の実績と 26 年度の見直し予定地区とその面積がどのくらいなのかを伺いたしたいと思います。

次に豊かな自然と美しい景観を繋ぐまちづくりの締めの部分で自然農園食育推進事業として、耕作放棄地対策も兼ねたバイオマス農法での試験的な環境にやさしい農業を目指します、と書いてありますが、これが実現できれば、まさに一石三鳥の素晴らしい

事業だと思われませんが、もう少し具体的な内容と、どこの場所でこの事を実演されるのか具体的なことをお聞かせ願いたいと思います。

次に農業振興策の中で農業後継者対策は具体的に対策を行わないと大変な事になります、と書いてございますけれども、現時点での具体的な対策をですね、お聞かせ願いたいと思います。

それから4番目、旧千綿紡績場跡地での宅地分譲計画に着手されるそうですが、私の平成24年の6月、また昨年12月の一般質問ではこの旧千綿紡績場跡地には企業誘致をしたいとの答弁を頂いておりますが、計画変更の経過並びに分譲計画の具体案を伺いたいと思います。

5番目、光ファイバーについては、昨年3月の一般質問でお隣の川棚町が採用されておりますIRU方式。所謂自治体がハードを整備し、運営管理を民間に委託するこのIRU方式の制御方法を提案致しましたが、光ファイバーについては敷設する計画は無いとの答弁でした。しかしながら、施政方針には先月末に光ファイバー加入希望アンケート調査を実施しましたという事で、現在回覧の中に私共具体的なアンケート用紙を頂いております。また、東彼杵町で通販サイトを使って頑張る人を支援しますとあり、通信衛星とかを利用したスマートフォン・タブレットの普及等を考慮されてのその時の答弁と思いますが、光ファイバー整備について今後の計画を改めて伺いたいと思います。

3番目の質問です。長崎県の景観資産の認定を受けた千綿駅に関する質問でございます。情報発信や交流の場として千綿駅を整備され、その活性化活動の中心となるのが千綿駅ファンクラブなどのNPOであるとの事ですが、このNPOの具体的な構成員と千綿駅の全体計画を伺います。

また、昨年から公言をされております、うどん屋さんについては今後どのような計画になっているのかも伺いたしたいと思います。

最後に昨年9月の定例議会において、千綿駅に展望台をつくる為の補正予算1,095千円が上程可決されましたが、この事は新聞記事にもなり町民皆様の周知の事実となっておりますが、今回の施政方針では展望台の件は触れられておりません。展望台の有る、無しでは、千綿駅の整備計画にも変更が出てくると思われますので、この展望台設置計画が白紙撤回されたこの間の経過について伺いをしたいと思います。以上で登壇での質問を終わらせて頂きます。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

それでは吉永議員の質問にお答えします。

まず超高齢化社会を迎える本町の財政運営でございますけれども、私の施政方針をお読み頂いておりますけれども、施政方針の最後には超高齢化社会の立場に立つてという事で敢えて限定しております。そういう事で今超高齢化社会を日本は迎えておりません。

7年前から日本は超高齢化社会です。そしてこの東彼杵町は20年前から超高齢化社会でございますので、誤解がないようお願いをしたいと思います。

詳しい説明とのことでございますけども、これは先程議員も仰いましたようにベットタウン化とか、或いは高齢化率が上昇でございます。今日本は急激な人口減少時代になっておりますが、今の人口増加ところ、ここは高齢化率が低うございます。ご指摘がございましたように長与町とか時津町とか大村市ここはまだですね、2~3年前の調査では超高齢化になっておりません。高齢化社会ですね、高齢化社会になっております。従いまして、東彼杵町が超高齢化です。東彼杵町が決して楽だとは言っておりません。大変厳しい財政状況になるだろうと思っております。それにもまして東彼杵町が悪い悪いとなれば、町民の皆さん方にも非常に自信喪失になりますので、元気になってもらうように、ここ20年ぐらいをしっかりと手当をすれば大丈夫ですよと問いかけでもあります。従いまして、今から15年後とか20年後ぐらいが最大になります。所謂団塊の世代ですか、私の世代ですけども。この高齢化、団塊の世代が85歳とかになります。その時が一番東彼杵町は高齢化率が高い状態になります。その後は落ち着きます。落ち着きますから、その20年ぐらいを頑張っていけば、東彼杵町もまた元気に戻ってくるかなと期待を持っております。従いまして、今人口が増えているところは皆さんも新聞等でご承知でしょうけども、今東京がそうですね、ドクターがいない、介護するにも介護施設に入れない、そしてその介護をしてくれる人がいない。非常に悪循環になっておりまして、そういう風に人口が増えているところは今からなるだろうと思っております。但し、これは若者がですね、若者がどんどん順調に産まれて上手い具合に人口構成がなりまして、その心配はないかと思っております。

次に町民の意見を聞いてという事でございますけれども、直接この文章は私は財政状況と町民の皆さんのご意見を聞いて住みよいまちというのは別のもと考えておりますけども。あえてそういうご質問でございますので、具体的にはどのような手段で町民の意見を財政に反映されるのかという事でございますけれども、直接ですね、財政に反映する手段というのはあまりないかと思っております。間接的には住民の方から色々なアイデアで収入が増える、これは大いに歓迎をしたいと思っております。当然今から厳しい財政状況ですので、まずはそういう投資的な事業、道路作りとか新たにですね。維持管理はしなくては行けないですけども、新たな道路作りとかそういうハード的なものをですね、少し縮小しながらやっていかなければならないと思っております。勿論学校の統合問題もあります。スムーズに学校等が統合できると、そこには経費節減も出てきますので、大きくは期待出来ませんがいくらかなりともですね、経費節減を出来るかなと思っております。ですから町民の皆さんにはご理解が頂ければ、丁寧に説明をしてあらゆる経費節減を今後もやっっていこうと思っております。現に私も就任しましてから、直ちに筋力トレーニングの5、6年で30,000千円近く使っておりましたものも回収致しました。そしてこれも一人当たり80千円ですか、80千円か100千円位年間かけておりました。

次に 26 年 4 月 1 日から廃止をしますけれども、入浴サービスですね。これは町民の方の 7 名か 10 名位の方に一人当たり年間 100 千円もいきませんか、80 千円位使っております。これも 7、8 年ですので、4、5,000 千円は使っていると思います。そういう本当にですね、町民の方に多くの町民の方に喜んでいただけるような政策は当然継承しなければなりませんけども、一部の町民の方になるというのは非常に私疑問を持っておりますので、今後とも町民の皆さんと話し合いをしながら、経費節減を知恵を出しながらですね、財源確保に努めて参りたいと思っております。

それから農業振興と快適で住みよいまちづくりの質問ですけども、所謂、今農振の見直しをしておりますけども、農振の見直しよっての成果実績はありません。現在実績じゃなくて、そういう町民の皆様方から意見を聞いて、どこで農振地するのか除外をするのか、これからそういう仕事が待っております。しかし、農地転用の除外申請とか、そういうのは実績とすれば編入したものが 5,619 m²、除外したものが 3,974 m²でございます。見直し予定地区とその面積はまだ分かっておりません。

それから自然農園食育推進事業の具体的な内容と実験の場所は、とございますが、耕作放棄地で考えています。内容は無肥料とか無農薬の栽培でございます。特に私が考えておりますのは、長く例えば 10 年以上とか耕作放棄地のところが、そういう無機質が入っておりませんので化学肥料が入っておりません、除草剤も入っておりませんので、それに特に本町は竹の耕作放棄地が多くございますので、竹などを使ったバイオマスですね。そういったことが出来ないか考えております。場所は今回予算の方で議決いただきますと、そのあと委託業者辺りとの契約等がございますので、それから具体的に場所の選定とかは専門家の意見を聞いて進めて参りたいと思っております。

それから次に農業振興策の中での農業後継者対策でございますが、具体的に行わないと大変なこととはという事ですが。具体的にはですね、行政は農業後継者の積極的な後押しは出来ますけども、まずそういう農家の方がどう思っておられるのか、そこが一番大事なかなと思っております。先の一般質問でもお答えしました通り、土地改良施設の維持管理が出来なくなっております。溜池とか水路とか色んなところで支障が出ております。それから耕作放棄地をどうするのか、或いは新規就農者の確保、それから後継者の育成強化とか、なかなか町独自の施策というのは限界があります。従いまして、町職員も農業委員さん辺りと一緒にですね、地域に入って本当に農家の方がどのようなお考えをお持ちなのか。その辺をですね、やっぱり膝を突き合わせて考え方を聞いてですね、農業を継続するかどうかそういう所をですね、お聞きをしたいと考えております。

従いまして、合わせて国の政策でございます攻めの農林水産業或いは農業、農村全体の所得を今後 10 年間で倍増させるという事を目指すことになっております。輸出の促進とか地産地消、食育の推進、6 次産業化それから今回新しく始まります日本型直接支払い制度の創設。これは経営所得安定対策でございます。米の生産調整などもあります。それから中山間地域等直接支払い、これはもうそのまま継続致します。環境保全型農業

直接支払い、それから資源向上支払い、そして今回新しく創設されます農地維持支払い。これを今まで中山間地域だけしか所謂対象になりませんでしたけども、平坦なところでも農業者だけでもやれるような中山間に似たような事業が出来ますので、町内どこでもですねこの農地維持支払いに入って頂いて、共同活動をされますとですね農業の継承という事で取組んでいただければ一番良いかなと思っております。

それから実際ですね農家に入って将来の農業について課題を共有する訳ですけども。現在認定農業者が114名でございます。60歳代が45名、その後継者が28名しかいません。全体で後継者が48名でございますので、それから新規就農者が現在2名いらっしゃいます。日本の農業というのは、家族農業が基本です。大規模集約とか多分東彼杵町は特に無理でございます。この日本型農業・家族農業、これを守らなければ日本の農業は無くなると思っております。多面的な機能を持った農業と言えます。環境保全機能とか生態系の保全とか、農家家族農業がこの保全に大いに役立っておりますので蔑ろにしてはいけなかなと思っております。

次に旧千綿紡績跡地、企業誘致から宅地分譲。何故そういう風に変えたのかというお話ですけども。これは吉永議員から12月に定例会で質問がありまして、その時に話しました企業誘致、宅地分譲どちらも考えられますけども、例えば千綿女子農学園あたりが県の方で今から進めていかれますけれども、なかなかこういうところが厳しくなるだろうと。長崎県で何回もされておりますけれども、ここがもしうまい具合いかなければ、是非県の方からもお願いをして、いち早くこういうところの広い面積に工業団地を入れた方が良くはないだろうかと思っております。その時は企業誘致ではなくて、千綿紡績は特に景観が良い所ですから。所謂夕日も綺麗ということで、町外からそういう若い人やいは定年でこちらを終の住処にされる人などを募集して、先程の議会でも話がありました低価格で分譲したらどうかという話がございますので、そういう事も交えながら、これから設計をしていきますので具体的にはまだまだどう造るのかこれからなっていくかと思っております。

それから光ファイバーを敷設しないと答弁しておりません。今仰ったIRUですね、公設民営方式で役場が敷設をして民間が運営する方法、これはしませんと言っております。だから全てをしないとっている訳ではありません。IRUというその公設民営方式は川棚方式ですけども、これは東彼杵町では財政的にも厳しいですので、これはしないとっております。それ以外は当然先程議員も仰った通販サイトなどがありますので、そこら辺を含めて光ファイバー等は敷設して行こうと考えております。その前にですね、ご質問の内容で衛生通信を利用したとありますので、これをもう少し詳しく説明をお願い出来れば回答出来るかなと思っております。

それから3番目の長崎県の景観資産の認定を受けた千綿駅でございますけども、千綿駅ファンクラブ、NPOと書いておりますけれども。これはですね、まだまだ具体的には未定でございます。当然活性化というのは千綿駅を活性化するのに町が前面に出ては

無理です。それはもう当然、特に、千綿地区の方の協力が絶対必要不可欠です。ですから、これは千綿地区の方でそういうクラブを作って頂いて活性をして頂きたいと。これには町の方も何らかの形で支援をしながらやっていきたいと考えております。

それから非常にお店の名前を固定をされておりますので、ここではそういう特定の名前ではなくて、そういう商店を出店を希望される方と表現をしますけど、この方はどうなのかでございませけれども、まだまだ私共の不手際でなかなか出店に伴う浄化槽整備が今回当初予算をお願いしている関係でなかなか話が進んでおりません。当然お話をしましたところ出店希望者の方が是非やりたいという事で考えておられますので、引き続きお願いしようかと考えております。

それから最後に千綿駅の展望台につきましてでございますけど、これは補正予算でお願いを致しまして予算を確保致しました。その後 10 月に長崎県の土木部の都市計画の職員さんとか専門の委員さんが千綿駅を検分にお出でになりまして、職員がそういうデッキ辺りをやりたいと、今設計費を上げていますよと説明を致しました。そしたらそういうデッキとか造ったら景観が崩れるから是非そのままですらどうでしょうかと、そういう意見等も参考に頂いております。そして必ずそういうこれは約束でございましたので千綿駅をどうにかしようという時には、まちづくり会議を開く。或いは、千綿地区の区長さんとか色んな方のお声を聞いて参考にしてやろうという事にしておりまして、まちづくり会議を開いたり或いは、区長さんをお願いしたり色んなご意見等を聞いておりましたけれども。何れにしてもそういう事は時期尚早じゃないかと、もう少しゆっくり考えたらどうかとご意見等がございましたので。それは町のやっぱり先走った考えかなと思っておりますので、それは修正をして何が出来るか、今後皆さんと一緒に考えていければ一番良いかなと思っております。ですから展望台の設計まではやってよかったかなと思っておりますけど、それももし駄目になったらどうにもなりませんので、一応考え方の素案を持っておりますけどもその程度にしておいて、これからの実施にあたっては慎重にしたいという事で考えております。登壇での説明は以上でございます。

○議長（森敏則君）

吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

一つ一つ行きたいと思えます。先ず最初の人口減少、人口が増えているところは先行きが大変な事になるそうですが。やはり高齢化率が、町長もこれはご存知だと思いますけど、全国では 24%、県内が 27%、東彼杵町は多分もう 30%超えているんじゃないかなということ、また大村市とか時津とかはまだ 20%無いわけですよ。ですから一見これを聞いておきますと、ここにも書いてあります通りやはり東彼杵町よりも人口が増えている町の方が大変じゃないかなという、ちょっと何故かなと言う疑問があった訳ですから、こういう質問をさせて頂いた訳であります。次に財政のところなんですけれども、町長も先程から仰ったようにやはり東彼杵町は本当に財政厳しいんですよ。や

はりこういった厳しい時ほど、ちょっと私が懸念したのは、町長が町民の皆さんの意見を聞いてそれを取り入れたいという事で書いてございましたので、こういう厳しい時に町民の声を聞いたら逆に町民の声というのは、これをしてくれるな、あれをしてくれるなという事よりも、これをしてください、あれをしてくださいという多分ね要望が多いから、逆にですね、こういう財政が厳しい時には、やはり町民の皆さんにはこれも出来ないんですよ、あれも出来ないんですよという話が主になるのではないかという事です。どういう風な方法で町民の意見を聞かれるのかなと思って、質問をしたわけですが。やはり私はこういう財政が厳しい時には、選択と集中という事がやっぱり必要と思うんですよ。町長。やはり町民の皆さんとお話をする時には、財政がこれですからこういう事は出来ませんが、どうでしょうか、と逆に町民の皆さんに説明、そして納得して頂くという方が多いんじゃないかなと思うんですけど町長の見解をお聞かせ下さい。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

先程私が説明しました通り、更に厳しい財政状況でありますという事と、町民の意見を聞くという事は全く別の話なんです。私の説明は、議員さんはこれは一緒と言われるからさっき説明した通りでございます。従いまして、それはですねさっきも言いました通り、町民の皆さんからアイデアでですね、例えばこういう収入が上がるじゃないかと上がるかもしれません。しかしそれ以外でやる場合は先ほど言いました通り、丁寧に説明をして、やるべきものはやる、駄目なものは駄目という事で、町民の皆さんに説明をしながらやっていくという事でございますので、選択と集中でその通り議員が仰っている通りそういう事をやっていくという事は、もう基本的にそう思っておりますのでご理解をお願いしたいと思います。

○議長（森敏則君）

吉永君。

○6番（吉永秀俊君）

やはりこれから町民の皆さんも色々な意見があられますから、聞けば聞くほどですね。やはりあればせんば、こればせんばとなってしまいますから。町長も町長になられてもうそろそろ3年目を迎えられるですね、色んなところで町民の皆さんのご意見を聞かれていると思うんですよ。ですから私はそろそろですね、町長に希望といいますか要望したいのは、もうそろそろ町長が私はこういう基本方針を持っているから、町民の皆さんこういう基本方針で私はやりたいので、是非ご協力してくださいと言うような話をね、もうそろそろされてもいいんじゃないかなという思いでですね、いるんですけども。町長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

私もまだまだ3年で町長も1年生でございますので、なかなか簡単にいきませんけども。立候補した時から私は一貫してビジョンはこの町に住んで良かったと感じるまちづくりというのが一番基本でございます。これがビジョンでございます。それに従いまして、今回お願い致しております総合計画。これは町民の皆さん方からの寄せられた色々な考え方、或いは職員がまとめてくれた考え方、それを吟味致しまして基本総合計画を作りますので、そこで具体的に総合方針と言いますかそんなのが提出できますので、ようやく今3年かかりましたけども町民の皆さんの前に印刷物としてですね、提出が出来るかと考えております。以上でございます。

○議長（森敏則君）

吉永君。

○6番（吉永秀俊君）

あの役場にはですね、90名近い職員さんがいらっしゃいますので1つの公募としてですよ、町長。90名のスタッフが居られるからですね、色々な情報、町内での情報収集、これはですねやはり町長は二つの耳しか持たれませんが職員は90名いる訳ですよ、約90名の職員の方が色々な地域の情報とか苦情とか陳情を聞いてこられますから、そういったその情報収集と言うのはそろそろ職員の皆さんにお任せしてですよ、町長というのはやはりそれらを職員から上がってくることを聞いて、そしてそれを大所高所的に考えてですよ。その中で町長なりの基本方針に沿った結論と言いますか、そういうのを出されるという方法もあるんじゃないかなと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

町民の皆さんの意見も聞きます。それから職員の意見も聞きまして、1年前にはそれぞれパートの職員から課長まで全てそういうレポート提出をお願いしております。色々なご意見等が出ております。それを参考にやらせて頂いております。そしてまた私は任期中である間はですね、町民の皆さんの意見を聞き続けます。そうしないと光の当たらないところ、そういう皆さん達が沢山いらっしゃいますので、色々な方からご意見を聞いて私は聞くことに徹するという事は間違いないと思っておりますので、それは今から先も粛々と進めていきます。そして職員或いは町民の皆さんからそういう意見があったら、適確に予算で反映をしながらお願いいたしております。大きなことはできません。従いまして、これはいいという事で町民の為になると思えば早速予算に反映するように持っていくように心得ておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（森敏則君）

吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

そういう事で今までの方向転換はしないと、今までのやり方でやっていかれるという事でございますので。それでやっていく方針で頑張ってくださいと思います。

次に農振地の見直しなんですけども、やはり国の状況は色々変わって、先程も言っておりますように人口構成あたりも変わっておりますので、全国的にも農振地の見直しがですね、整備計画が概ね5年に1回見直されているようでございますけども。東彼杵町では平成11年以来整備計画の見直しがされておられません。先程の答弁では、今年からそういうこと始めて行かれるようですけども、県との協議もしないといかんのでしょうけれども、大体その正式な計画変更というのは、大体何年後くらいを目途に考えておられるのか伺いたいと思います。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これはですね、本来はもっとスピードを上げて1年くらいでやりたいんですけども、どうしても農振の見直しと言うのは最低2年はかかるようでありますので、平成26年にはですね、是非何とか終わるように努力をしたいと考えております。

○議長（森敏則君）

吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

26年と言うと今年ですよ。今年中に色々な町内の状況を見て、事前調査が終わるのが26年という事でよろしいんですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

平成26年度でございます。26年度に例えば、今進めているのが航空写真等が出来上がって、これは別途事業で農政の事業やっておりますけども。農振見直しは事業選択でしております。それと照合させまして、そしてその中に耕作放棄地なり農振地なりを写真の上に着色化します。それをもって地域の方とこれからの10年間はどうしますかと農業用地としますかという事で、色んな話し合いをしてその整合性或いはその中間で国との調整、かなり大胆な農業振興地の見直しを考えておりますので、どうなるかですね。これは夏場くらいに向けて住民の方に提示ができる、或いはその後12月くらいで最終的な班が決まるものか、これは国・県の許可が要りますのでそういう許可を得ながらですね26年度末には少なくとも仕上げないと中々企業誘致、そういう用地とか或いは宅地分譲とかそんな事が出来ませんので出来るような今からの人口急激減時代に対応出来るようですね農業振興地の見直し等も合わせて行おうと考えております。

○議長（森敏則君）

吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

正に仰るとおりにですね、農振地変えないと企業誘致も宅地分譲も出来ないんですよ。正に仰るとおりでございますので、是非ですねスピード感を持って是非これをして頂きたいと思います。

次に自然農園食育推進事業これは本当素晴らしい事業と私も思います。例えばこれに関連しまして彼杵地区・千綿地区でもですね、もう 7～8 年も前から婦人会を中心に EM 菌ぼかしを最初から作って役場の広報の方でもずっと続けられていますけども、ダンボールコンポストにして生ゴミを有機肥料にして、それを使った有機農法というのを促進されて、これを町長もご存知だと思いますけど、6 年 7 年継続的にされているんですよ。こういった事業というのは町民の協力無くしては出来ないんですから、こういった事業も今一様に推進されて頂きたいなと思うんですけど、町長のお考えを伺います。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これにつきましてはですね、土曜日に東彼杵町でバイオマスのシンポジウムを行っております。そういう事がこのダンボールコンポストの取り組みや EM 菌のぼかしという事で、これは 10 年前くらいからやっておりますので、それは引き続き推進をして参りたいと思います。

○議長（森敏則君）

吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

そこら辺のですよ、補助金をもう少し増やしていただくとか、より町が積極的に今まで以上の支援をするというようなお考えは無いのかお伺い致します。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これにつきましては、ダンボールコンポスト辺りは、箱代等は町の方で出しておりますので、どんどんやっていただければそれが補助だと思っておりますので、それと補助する要素はあまり無いかと思っております。従いましてダンボール代を補助すれば、後はもう自分達で出来ますので補助する必要無いかと思っておりますけども。特に大きく補助制度を確立しようと思っております。補助がある間はいいんですけども、補助が無くなれば全く途絶えますので自分達で出来る事は自分達でしていただくかなと思っております。

○議長（森敏則君）

吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

以前は生ゴミを作る機械とといいますか、道具に対して町の補助金があったんですけど、現在それはどのようなになっておりますか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

町民生活課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり、町民生活課長。

○町民生活課長（富永勝君）

今ですね言われるように、ダンボールコンポストを薦めています。以前していたゴミ処理機は、推進をちょっと控えさせてもらっています。と言いますのは、処理方法として嫌気性ですね、空気を好まないという事で、前の容器の分は有ったものですから、中々処理に手間がかかるという事で、こちらの方は推進を控えさせてもらっています。今言われるようにダンボールコンポストを推進と、簡単で経費も安く済むという事でこちらの方をですね推進をさせてもらっています。容器代としては、フィートモスという会社のを使用したと、籾殻を炭にした籾殻燻炭をですねダンボールで混ぜてもらって、その中に生ゴミを投入という事で各家庭でも簡単に出来るという事でですね、今推進をしているという事です。以上です。

○議長（森敏則君）

吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

わかりました。

次に農業後継者対策これは非常に難しい話になると思うんですよね、町長。1つの自治体で具体的に出来ることがあまり無いのではないかなと思うんですけど、町長のお考えでは、現在、溜池とか水路辺りの管理もどうにもならないような状態に今あるというようなことですけど。やはり私やっぱり基幹作物と言いますかねそういう物がやっぱり今お茶とか苺とかアスパラ辺りをこうされていますけど、もう少し集中しても良いのではないかなと言う気がするんですけど、町長のお考えをお聞きします。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

色々作物の集中という事はですね、私も考えておりませんが。要は後継者が誰がするか採算が合うかと言う話ですので、集中と言うのはどういう意味かちょっと分かりませんが。そうですね後継者で農作物を集中、どちらかと言えば場所とかですね部会がありますのでですね。だから部会がある関係で、それは部会を中心に団地を作りな

がら栽培技術を上げながら、販売ルートをJAさんでお願いをされて確立されておりますので、その集中となると中々どうなるのかですね。逆に私はそういう事も大事でしょうけども、私の方はその逆に農協100%の販売じゃなくて10%或いは30%を自分の力で民間に売っていくと、あと70%農協さん辺りで共販にかけるとか、そういう方法辺りがこれからはいくらか移行して行く為には、お茶が正にそれをやっていますのでそんな方法が一番いいかなと思っております。集中という意味がよく分かりませんが。

○議長（森敏則君）

吉永君。

○6番（吉永秀俊君）

私が集中というのは、地域を絞るとかですね、やはりもう少し農産物の種類を絞るとかそういう意味で使わせて頂いたんですけども。後段の方にも通販サイトを使って頑張っている方を支援しますというような事、これは私は大変良い事なんではないかと思えますけど。そういう事も含めてですね集中と言ったつもりでございます。

次にちょっと時間がございませんので、千綿紡績場跡地について触れていきたいと思えますけども。先程町長が千綿紡績場跡は、宅地分譲と企業誘致というのがあったけど農学園の方が企業誘致に向いていると、紡績場跡は景観もいいから出来れば宅地にしたというお考えなんですけれども。ここは現在グラウンドゴルフを3地区の方が多分されているのではないかなと思うんですよね。駄地・瀬戸・八反田もそうだと思うんですけども、もしそういうことになりますとですね、ここで結局グラウンドゴルフというのをですね、介護予防とかやはりその老人の皆さんが健康で長生きをされる事にも結構貢献もしているのではないかなと思うんですけど。もし宅地分譲計画を進められるのならやっぱりそういう方々との事前の話し合いといいますか、協議も必要になってくるのではないかなと思うんですけど、そこら辺りはまだ検討されていないのでしょうか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まだまだ我々の構想段階でございますので予算のご決定をいただければですね、その決定後速やかに地元にもご相談をしようかと思っております。確かに健康づくりでそういうグラウンドゴルフあたりも使用しておられますので、今ある施設では当然出来なくなる訳ですから、その辺のところは一緒に協議をして参ろうと思っております。

○議長（森敏則君）

吉永君。

○6番（吉永秀俊君）

これ副町長もよくご存知だと思うんですけど、説明会に行かれたからですね。というのは、瀬戸地区というのは多分下水道計画変更の説明をされた地区の中でも1番合併浄

化槽では駄目、公共下水道を是非ともして下さいという要望が一番多かった地区ではないかと聞いてるんですけどそこら辺はどうだったんでしょうか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

副町長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり、副町長。

○副町長（小山田正一君）

公共下水道の地区から除外して、合併浄化槽にという事で説明に上がりました。最初に瀬戸地区に参りまして、それは反対は多くございました。それは反対は強いという事は感じましたけど、ただ全体かなり 30 人 40 人来られますので、ただ反対の方がですね 3 名か 4 名かおられまして、その方の発言が物凄く多いと、アンケートを取ると賛成と言う方もおられる訳ですけど、これは私の考えかもしれませんが、早く綺麗に家庭の汚水をしたいなと、合併浄化槽でもいいから早くしたいという方の意見もありますけど、その反対の意見の方が物凄く強くて、意見を言われることが出ておりませんでした。ただ、言われる方は反対の方ばかりです。

○議長（森敏則君）

吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

何故私がそういう事を聞いたかと言うとですね、特に瀬戸地区の方にお聞きしますと、その合併浄化槽の処理をした後でも水路に流れ込んでくるから、そこら辺も懸念してですね、話しが多かったんじゃないかと聞いたんです。ですから今回宅地分譲をもしこのままされるならですね、瀬戸地区の方は下水道が公共下水道が計画から外された訳ですから、合併浄化槽を取り付けなければならないという風になった訳ですから。もしこのまま宅地分譲を進められる際にはですよ、宅地分譲をされて家を建てる方に合併浄化槽、特に高度処理が出来るような浄化槽の取り付け義務とか、そういった事は検討されていないのかをお伺い致します。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

当然ですね、ご指摘のとおり高度処理・三次処理までの必要性を感じておりますので、これも 26 年度の重点事業として地区に入りまして丁寧に説明をしながら、そういうご理解のある三次処理を設置していただくように、現実的に今要望がっておりますのは、ほとんど三次処理でございますので、そういうご理解があるのかなと思っております。

○議長（森敏則君）

吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

ちょっとまた仮定の話になりますけど、それで高度処理か三次処理がされた生活排水が流れる水路、ここら辺の検討はされているのかどうかお尋ねします。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これにつきましても、企業誘致にしましても宅地分譲にしましても、そういう合併浄化槽方式でやるわけですから、当然どこかにそういうしわ寄せが出て参りますので一番懸念したのがそこでございます。そこが出来なければ出来ません。はっきり言いまして。ですからそれは住民の方の協力とかご理解がないと出来ませんので、非常に問題になりますけど、これはそういう町の方針として議会皆様方の方針として合併浄化槽を選択した訳ですから、それはそれとして進めて行かなければならないかなと思っております。

○議長（森敏則君）

吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

そういう事で是非宅地分譲を進めながら、特に瀬戸地区の住民の方との事前協議を、より精密に正確にして頂いて。やっぱり事前の協議を十分にさせていただければという要望をしておきたいと思えます。

次に光ファイバーの件ですけれども、私町長の答弁では敷設をしないと言うようなことでちょっと思っていたんですけど。先程の答弁では、IRU方式はしないけども光ファイバーの設置をしないと言ったことはないということなんですけど、現在各我々のところにも回ってきましたけれどもアンケート調査ですね。これのまとめを今月か来月か分かりませんがされて、その中で光ファイバーの要望が多かったらやっぱり光ファイバーをされる事になるんでしょうか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは先程私もお願いしました衛星通信を利用したと書いてありますのでここをちょっと教えていただければお答えします。

○議長（森敏則君）

吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

ちょっとこれは私でもすね書き損ないといえますか、ちょっと衛星通信というのが誤解を受ける表現でありましたけれども具体的にはそこに書いてあります様に、現在町長も使っておられます、スマートフォンとかタブレットの普及がかなり急速にすすんでい

るのでそれらを利用していただければいいので 12 月の答弁の時にはですね、そういったことにしてもらえるのかなという事で私は答弁を聞いていた訳ですよ。要するに光ファイバーをわざわざしなくても現在そのスマートフォンとかタブレットを利用される方が多いから、今更その光ファイバーを敷設した支援はしなくてもいいかなと聞いたものですから、そういう表現をしたんです。よろしいでしょうか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

分かりました、衛星通信は間違いですね。衛星通信があればスマートフォンとか光ファイバーは全く必要ございませんので、そうかなと思ってですね考えておりました。従いまして、確かに議員が言われるように光ファイバーとですね、私の考えでは国道有線とかは光ファイバーになるかと思えます。しかしそれ以外は無線の光飛ばす所謂 Wi-Fi 的な話ですけども、そういう事になるのではないかなと思っております。これも事前に民間会社等の説明も受けておりました、この費用と言うのが相当金額が高うございます。ですから直ぐには出来ません。そしてこれは民間でやってもらえれば一番良い訳ですけども、少なくとも東彼杵町には 1,000 名くらいの加入者がいないとやらないと仰っていますので、これが一番 ADSL というインターネットで、今東彼杵町では今多く加入しておられます家庭が 450 くらいございますかね、この方が 450 台。しかし若い人に、この前バレー大会に行きましたけど、facebook あたりをしている人という事で 50 名の 40 歳以下くらいの若いバレーをする人達ですけど男女にですけど、聞きましたら 2~3 名しかやっておられません。これ本当にですね、スマートフォンとかタブレットをやっている方が東彼杵町内に何人いらっしゃるかなという事で、今 facebook で確認しておりますけども非常に少のうございます。ですからこのアンケート調査も、本当は私は地域に出向いて自治集会でインターネットはこういうもの、スマートフォンでこういうものだ、facebook でこういうものですよと個別で聞いていかないとですね、本当の数字は出ないかなと思っております。そういう事で今回アンケートをしますので、結果で動かないといけないですけど、非常に危険な状況ですね。もしかしたらよく理解されてアンケートされるのか、そこが一番問題かなと思っておりますので、その辺はアンケートの結果を見ながらですね慎重に検討していきたいと思えます。進める事には間違いございません。やっていこうと思っております。

○議長（森敏則君）

吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

そうしたら町長ですね、民間が敷設すると言いますけどはつきり言ひまして、民間ベースで採算が合うならとつくの昔にですね、ドコモでも九電でもですね光ファイバーを敷設している訳でございまして、そういう採算が取れないからこそ自治体がしなくては

いけない状況に東彼杵町はなっているのではないだろうかと思いますけど。そしたらそのIRU方式をされないならば、設置から管理運営まで全部町主体でやるという方法でやられるのですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

今のところはですね民間でお願いしたいなと思っております。勿論いくらかの助成はしないといけないでしょうけども、今450名位のインターネット加入者ですので、これが1,000名くらいになればですね採算が合いますので、民間としてやっていいですよという話を頂いております。それはいくらか助成は必要かと思っております。すべてが民間でやるというのは無理かと思っておりますけど、町がどれだけできるのか。それはこれからの町の財政状況とも勘案しながらですね、いつまでにやるかとは約束出来ませんが、方向としてはやりたいと、本当にやる人がいるのかどうかですよね。そういう所で今苦慮しておりますので、方向性はやりたいんですけども民間でやってもらって、いくらかの助成という事になろうかと思っております。

○議長（森敏則君）

吉永君。

○6番（吉永秀俊君）

私は是非東彼杵町では光ファイバーは必要と思っておりますので、是非計画を推進して頂きたいと思っております。3番目の千綿駅の件でございますけれども、先程の話では千綿駅ファンクラブなどのNPOでやってもらいたいという事を町長が施政方針で述べられておりますので、その中身が千綿地区の住民の協力無しでは無いので構成員としては千綿地区の方という風に仰っておりますけども、具体的にそういう方を募集をされているのか、またそういう事をしたいという方が具体的にいらっしゃるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

大事な千綿駅でございますので、まずは千綿地区の方が活性化には参加してもらいたいと思っております。当然他所から来られた方に活性化とか中々アイデアを持っておられます。今NPOを作ろうという考えの方がいらっしゃいます。これは町外の方です。町内の方は色んなアイデアは、特に駄地自治会あたりからは色んなアイデアが出されております、要望が上がってきております。それはどっちかと言いますと誰がするのかという問題でございまして、まちづくりの一環ですけれども。そういうことがあっておりますので、構成員は千綿地区の方が殆どなっただけであれば幸いです。それから町外から、出来ましたら駐車場が不足しておりますので、長崎・佐世保方面からファンになって来

られる方、これは確実に私はいらっしゃると思います。そういう方を呼んでそしてまずは小さい枠でビラあたりを作ってもらって、千綿駅でファンクラブを作ってもらって、それを発信拠点に大きな事に繋げていければ一番良いかなと思っておりますので、是非千綿地区のご協力をよろしくお願ひしたいと思っております。

そういう事で宣伝になりますけど、移動町長室も千綿駅でやっている次第であります。

○議長（森敏則君）

吉永君。

○6番（吉永秀俊君）

最後のところでございますけど、うどん屋さんには今からもこの前の話で6月に仮契約をされたという事ですから、その方と引続き協議をしてうどん屋さんをして頂きたいという要望をされているそうでございますので進めてください。

それで展望台の件でございますけども、先程の町長の答弁ではその専門員の意見を参考にして、それでなるべくならこういうところには造らない方がいいという意見があったと。そしてそれを持ち寄って地区の皆さんとの協議をしたら、あまり造らない方がいいという意見があったから展望台は白紙に戻したという事なんですけど、その際設計だけをして良かったんですけども、というような話をされましたから。これははっきりいって昨年9月の議会で上程して議会在可決した訳ですよ。当然私達議員としても先程町長が答弁されましたけど、そういった事前調査とか間違いなく終えてそういった事を地域の住民の皆さんの同意を得たんだから議案として上程されたんだと思っていたんですけど。先程の話を聞きますと全くそういう事が行われていないで、まずは予算ありきで9月の議会で予算だけを上程したというように聞こえてくるんですけど、そういう事でよろしいでしょうか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まずはやっぱり皆さんの議決が第一ですので、それを大事にしなければならないと思います。しかしその中で先程話をしましたとおり、何回も言いますが、まちづくり会議の皆さんとか千綿地区の区長会の皆さんとか、或いは県の専門員の方、そういう方のご意見を参考にして時期尚早じゃないかという意見がありましたので、せつかく予算を頂きましたけれども今回は減額補正をしたという事であります。そして私の考えるところでは千綿地区を見てもどうしても駐車場が不足しております。そしたら下のほうに何か作ろうかとしたら駐車場潰れますので、駐車場が少しあった方がいいと思いますので、これは大村寄りの方に空き地がございます。これは国土交通省の用地等がございますので、この辺等の払い下げあたりが可能であればですね、是非お願ひしたいんですけど。何と言いますか駐車場スペースにも使えるからですね。例えばそこに町カフェとかそんなことしなくても駐車場をしたりして上の方は休憩所そういうのが出来た

ら良いなという事で景観にはあまり支障ないんじゃないかと気持ちを持っていました。だからそれは設計だけはやってもいいんじゃないかと、確かに無駄になるかもわかりませんが。しかしそれを思っていましたけど、どうしてもそのあんまり触ってくれるなと意見もあったもんですから、せつかく予算も頂きましたけど、今回どうしても執行出来ないという事で補正をした訳でございます。

○議長（森敏則君）

吉永君。

○6番（吉永秀俊君）

そういう事になりますと町長。やはり議会の議決というのには一番重要で最終決定なんです。そこで議決した事を白紙撤回するという事は私は議会の軽視も甚だしいと思えますよ。そういう事になれば、町長から提案される上程される新規事業についてはもう今までは執行部・町長を信用して、そういう事前協議、財源がきちっと取れているのだという前提の上で我々議会としても、執行部の新規事業については同意を今までしてきた経過がある訳ですよ。そういう事になれば、いちいち新規事業の時にはいちいちこれから聞かないといけなくなりますよ。事前調査は間違い無いか、住民の意向は間違い無いか、財源は確かに確保されているのかという事を一個一個聞かないといけなくなりますよ。私はこの件についてはちょっともう少し町長としてもやはり反省をして頂きたい。やっぱりそういう事をきちっとした上で議会の議決を、議案の上程をして欲しかったなという思いがあるんですけど、町長のお考えを伺います。

○議長（森敏則君）

町長。最終答弁になります。

○町長（渡邊悟君）

先程も説明しましたが、時期尚早だったという事で謝りましたがその通りなんです。やっぱり手順がまずかったなとそれは反省します。しかし何でも事業をする時にはパーフェクトには、最初から最後まで決めたところでの予算計上は出来ません。全く計上出来ません。そうしたらどんどん時間が遅くなります。従いまして一刻も早く活性化を図りたいという事でしましたけれども、まずそこにうどん屋さんという話が出ましたけども、その話があったら色んな方から、圧力が掛かりました、その出店をされる方に。前の日私電話しました、その人に。そうしたらその人が何と言われたか、明日議会に上がるという事を知っておられるんですよ、そう言われたと。それは何かと思ったんですよ。そういう事を知っておられるのは住民の方にいらっしやいませんよ、議員さんか役場職員くらいですよ。だからそこに圧力が掛かったというのは非常に問題があると思います。だからそういう事ではなくて、もういかんと漠然とした形で予算を要求する時もあります、ケースバイケースもございます。まずはですから設計をやるかという事でございます。あれは時期尚早だったという事で謝っている事ですから、是非そういう議会の議決が第一ですので、議会の議決があつて動けます。そしてそれは失敗す

るかもしれません。それはそれなりに謝罪をしていかなければならないと思っていますのでよろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（森敏則君）

時間が参りましたので、これで6番議員吉永秀俊君の一般質問を終わります。

引続き会議を続けます。

次に、9番議員岡田伊一郎君の一般質問を許します。

9番議員、岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

私3点ほど町長に質問を致します。まず第1点でございます。紅葉の里づくりの長期構想について、龍頭泉などの計画を進めていきたいとありますが千綿四ツ池周辺を含め町全域を視野に入れておられるのかお尋ねを致します。

次に道の駅周辺の開発についてでございますが、町内最大の交流の場に食堂棟の建設が計画され、利用者の滞在時間をより延ばす為にも町内の商工業者の方々にも公設民営で営業希望者の方々を集積する考えはあられないかお尋ね致します。

次に3点目でございます。漁業後継者対策についてであります。漁港の長寿命化対策等での機能診断を実施し計画的な保全対策を作成とありますが、後継者対策はどうされるのかお尋ねを致します。以上登壇しての質問を終わります。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

それでは岡田議員の質問に対してお答え致します。1点目の紅葉の里づくりの長期構想でございますが、これは現在考えているのは龍頭泉に限ります。これは社会貢献事業といいまして民間の会社の方が苗木代を出したいと是非そういう事を一緒にやろうという事でお話がありまして、進めていこうと思っております。4年ぐらい掛かればいかなと思っております。そして四ツ池周辺も含め、町全域を視野に入れておられるのかという事でございますけども、できましたらですねここも風光明媚なところでございますのでこれも含めていただければいいんですけども。まずは龍頭泉などから進めていければ一番いいかなと思っております。なによりですね、これはボランティアでやるんですから地域の皆様のご協力が一番重要かと思っております。4年間ぐらいの長い構想になりますので、是非ご協力をお願いしたいと思っております。

それから道の駅の開発でございます。これは町内の商工業者の方々にも公設民営で営業希望者の方々を集積する考えは無いかとでございます。出店する場合、投資して家賃を払ってやる考えの方がいらっしゃるのかどうかですね。検討を致します。そしてどのような店を出すのかで慎重に考える必要があると思っております。単純に集積の考えはありません。以前に役場周辺の商店街が集約をしまして、やりましたけどもこれも集約をしましたがけれども、成果が出なかったと、その様な事になります。ただし今回は100万人

のご来場の方がいらっしゃるという事で、やや状況は変わっておりますので、やりたいんですけどそっくりそのままやれるかなというのが一番心配しております。

それから漁業後継者対策につきましては長寿命化対策の機能診断でございますけども、これは国の補正予算がつきましたので診断をします。これは漁業者が仮にいないけども、漁港の堤防とかそういう護岸は守っていかなければなりませんので、そういう老朽化になっていないか、台風とか高潮等で被害が出ないか、そういうところの診断を行うものでございます。従いまして、これは漁業者がいてもいなくてもやらなければなりませんので、国の予算に基づいてやろうかと思っております。それで後継者対策は先程の農業者後継者の対策と一緒にここは難しくございます。農業よりも漁業の方が厳しいかなと思っております。今何回か漁協の方、組合の方に集まってもらってこの問題について話をしております。一応私が行った時には町外から県外から、或いは全国からそういう船を貸します、或いは漁業権も与えます、漁法も教えます、空き家もあります、という事で、そういう事全てでインターネットとか Facebook で呼びましようかという事で話をしております。そういう風にしなくてはいけないだろうという事で皆さんご理解はされております。しかし具体的に空き家あたりが中々貸して貰えませぬし、進んでおりませぬ。しかしここは真剣にしないと、一番若い方が女性で 62 歳ですか、男性が 66 歳が一番若い漁業者ですので、これからは U ターンでですね、定年退職の方が帰って来られて今准組合員の方がいくらか増えてはいますけども、この方達も 60 歳定年で或いは 65 歳定年からの漁業ですので僅か 10 年くらいでリタイアされますので、真剣に漁業対策を考えないといけません。しかし今の大村湾の汚染状況とか環境状況を見ますと、非常に漁業だけではとてもその生活も維持出来ませぬので、今我々が進めております、ナマコ或いはアサリ貝との複合したそういう取り組みをやっておりますけども、こういうやつをですね、色んなアイデアあたりを出してもらいながら、何とか複合経営で漁業が成り立たないのか、そこら辺も今特に重点項目で頑張っていこうという事で考えております。登壇での説明を以上で終わります。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9 番（岡田伊一郎君）

紅葉の里づくりについてでございますが、龍頭泉をまず主にされるという事でございましたけども、これは紅葉を観光客の誘致にも繋がると思うんですがこの龍頭泉の接続道路の整備についてどうお考えておられるのかお尋ねを致します。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは多分あの龍頭泉林道が今そうめん流しまでで行き止まりになってはいますが、これからの延長という事で理解してようございますか。これはですね 20 年位前ですか

ね、そういう話がございまして一度試算あたりをしてもらったんですけども、20 億円から 30 億円くらい、龍頭泉の上に上がるまでに岩盤のトンネルを掘らないといけませんので、そういう費用が掛かるかなと記憶しておりますけど。多分これは無理かなと思っております。近くまでは道路は出来るかと思っておりますけど、今しかし考えておりますのは色々な意見頂きますけど、あそこは歩いて行ってもらおうと、だから紅葉の里みたいにして歩いて行ってもらおうと、それで中には車はもう入れないと。歩いてもらってバスあたりで運んでもらって逆転の発想ですね、そういう風にやったらどうかという企業の方がそう言われます。だから紅葉の里の中に食堂とか色々なこう直販所とか造ってそこで遊んでもらう、そういう風に仕掛けをしていったらどうかと考えておりますので、それがどうなのか。今八反田地区が特に蛍の里づくりという事で玉すだれ付近から今どんどん盛り上がってそういう発想がありますので、この辺の八反田自治会あたりを中心にそういう事が出来ていければ一番良いなと思っております。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9 番（岡田伊一郎君）

そしたら今の林道、離合場所がありますよね、そうめん流しは夏されていますけど、今混雑状況というかそういう状況を見てもう少し轟峡みたいに道がそこまでは交通の便が確保できないのか、もうそこから今の龍頭泉荘から車をストップするのか、今後の構想ですねお尋ね致します。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは優柔不断で申し訳ございませんけど、構想までは行きませんが止めた方が良いのか、それは実験的にやれると思います。例えばそこに来る為には駐車場が無ければそこに運んで来ないといけない訳ですね。どこでそれを運んでくるバスを止めるのか、止めてどっから運ぶのかという事になりますので、或いは玉すだれ付近に駐車場辺りを作って歩いてもらうのかどうするのか、ですからその辺が一番構想的になっていくんでしょうけども。まだまだそこまでは決めておりません。出来たら、車を使わずに滞在できるように時間をかけて滞在してもらうように、そういう溪谷と紅葉とか或いは夏場の溪谷ですか。そういう一年間を通した龍頭泉作りが出来れば一番いいかなと思っております。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9 番（岡田伊一郎君）

その道路の整備がもしあれだったら今のその入り口にですよ、他所の町がやっておりますように森林も自然も生かすために電気自動車かバスか、そういうのが理想というか

車を絶対入れない、今後ですね。そういう計画も必要ではないかと思うんですけどいかがでしょうか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

その通りですね、考えております。例えばそうめん流しで迂回して帰って来る。その車両だけ入れる、一般車両は入れなくて。だからそれで全てが賄うとなれば滞在時間等も長くございますので、そういう取組みが一番良いのかなと思っております。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

日本全国紅葉百景というのがあるんですが、轟峡のように溪流に映える紅葉を楽しむ方法の計画を、是非私も見せて頂きたいと思います。それはやはり自然公園法とか県条例等に少しでも馴染みやすい職員力を生かして、まずはたたき台を見せていただきたいと思うのですが、町長いかがでしょうか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

私が今度は唐突ではないんですけども、職員のまちづくり課あたりを中心に今やっておりますので、今回また職員の新しい発想の募集あたりも考えておりますので、問題は今から職員さんも是非そういう事に挑戦してもらって、色んな発想をしていただければいいかと思っております。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

次に道の駅でございますけれども、この公設民営で施設を提供頂ければ、商業者の方だけに限らず農林漁業者など新たな起業者の募集や加工品の販売。そういう目的で私は今の新しい地区が買収できましたものですから出来ないかどうかお尋ねを致します。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これも当初予算で上げておりますけども、テントサイトを10張り、今回予算でお願い致しております。これが可決して頂きますと、早速4月5月くらいからチャレンジショップですね。色んな方がアイデアを持ってお店を出して頂こうかと、期間限定で例えば土日とか祭日とか人が集まりやすい時に、そんなのを出店して頂いてそれで色んなノウハウをとってもらって、やがてそこら辺で何とかいけそうとなったときに、或いは

27 年度に、何回も申しますとおり国土交通省が防災拠点にします。してくれます、多分。出来ない時は別ですけども、出来た暁には何がしかの予算所謂土地代等が入ってきますので。それを財源にして東町の道路方面にするのかどうするのか、皆さんの意見を聞きながら所謂こう町内向けの出店のスペースあたりが出来れば、そこでチャレンジショップを本格的に仮設ではなくてやっていければ一番良いかなと。思い切って今ある町内のお店屋さんとかが来られても多分無理だと思います。だから新たな発想で農業の方も漁業の方も一般の方でもいいです。こういうお店をしたいというのがあれば、チャレンジショップで入ってもらって、まず経験を積んでもらって本格的に定住ではないですけど、入ってもらうような仕掛けが一番良いかなと思っております。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9 番（岡田伊一郎君）

と申しますのは、いつも町長が仰ってる農業の6次産業化にも私は繋がると思うんですよ、自分で栽培して自分で販売まですると。だから今道の駅がございまして、他も町長が前回言われた屋台村みたいな構想がございましたけども私は酒の飲食とか何かの屋台村よりも、そういう6次産業化に向けた屋台というか、そういうトラック市場なんかも他所はやっているところがございまして、朝市みたいに。そういう感じで取り組む方法は無いのかなと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

6次産業化はですね、勿論そういう意味でチャレンジショップ辺りもしてもらって訳ですけど、今回予算のご決定頂きますと通販サイトですね、これが正に6次化産業になっておりますので、職員から説明があったかと思っておりますけども、これに入って是非農家の方が手間暇を掛けずに6次化出来ますので、是非挑戦をしてもらいたいと思います。

それからトラック市もですね、例えばそのぎ茶市の歴史でやっております六斎市というのがありますので、江戸時代にあった訳ですから、6の付く日に今職員もやるようにという事で検討されています。中々具体的に動いていませんけど、半年以上になるんですけど私の命令が届かずに遅れていますけれども、早急にこういう定例的に市場を出すとかトラック市をするとか、なんでもやってみない事にはわかりませんので、そういう挑戦をもって職員にも頑張ってもらって提案をしていただければと思っております。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9 番（岡田伊一郎君）

次に食堂棟の関連でございまして、100万人の交流人口があればですよ。私は高速道路のサービスエリアのフードコートみたいな、隣接する多様な飲食店のブースとか

セルフサービス形式の食事の為の屋台の共有スペースなどを設けてですよ、食堂棟だけに限らずそういうのを今後交流人口の多さを活かしながらまちを活かしていくというのはいかがでしょう。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

インターチェンジではなくて高速道路のパーキングですか、この辺にありますフードコートあたりが出来れば一番良いんですけど。そこら辺がどういう風な形で防災拠点もできますので、その辺が一気にそのまとまっておりません。従いましてチャレンジショップぐらいをしながらいかないと、どこまで防災拠点がしないといけないのかその辺が定かではないものですから、来年というよりも27年度の予算要求がもう始まっていますので、その辺でもう少し具体的に国土交通省と東彼杵町と調整できますので、もう少し形が出来て新たなスペースとかを決まれば、そういうフードコートなりのスペースも確保できるかなと思っています。大いにそういう事やって欲しいと思っています。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

次に漁業後継者対策でございますが、今町長が仰られたようにナマコとか、栽培漁業の施設等を町が初期投資が出来ましたら、天然物に比較して価格は安いんですが安定した収穫が期待出来ます。注文に応じて冷凍していない新鮮な魚介類を販売出来ると思いますので、Uターン・定年退職者の方々にも、是非呼びかけて頂いて、直ぐこういう道の駅広場で販売が出来るような形に持っていけば、町から仕事上で出られる方も戻ってきた時に活動が出来ないかなと思っているのですがいかがでしょうか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

是非そういう人がですね、まず例えば地区で或いは婦人会でとかいう組織で、一気に立ち上げるのは無理でございますので、そういうやりたい人が2人でも3人でもいらっしやれば積極的に我々も支援をして、1つでも2つでもそういう元気のある方がいらっしやれば支援をして参りたいと思います。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

最後に確認をさせて頂きたいんですが、先程町長は後継者がいなくても防災は出来るかと仰ったものですから、漁港漁場整備法でその利用範囲が地元の漁業を従事地とするも

のとなっている、もし後継者が途絶えた場合でも、防災面からも今後は継続して国・県の扶助はあるという事です。それだけ確認させてください。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これが大変厳しい事で、今までの補助事業は3漁港ございます。その3漁港で1つずつ補助事業が出来ておりました。ところが今最低限の条件でバラバラではもう出来ませんので、3つの漁港を統合しなければ事業が出来ないようになります。これは年度がはっきりしていませんが、多分27年度か28年度くらいからそういう風に厳しくなってきます。そういう事で行きます、そして漁業者がいなくなります。いなくなれば当然事業出来ません。出来ませんがさっき言いました防災上とか海岸線でございますので、そこら辺がありますから機能診断をしておいて、海岸の修復なんか出来ます。それは今の一般の海岸と一緒にです。古くなれば何かしなければなりませんけども、漁民の方がいらっしゃいませんからしませんよじゃなくて、そこには漁業をしなくても住み続けられる訳ですから。それは補助事業で、出来る様にする為の機能診断の長寿命化を図っていくのが今回の大きな目的であります。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

そうしたら漁港に限らず自然海岸の整備もその防波堤といいますか、離岸堤といいますか、そういうのも全て国の防災上は今後もずっとやっていけるという事でいいんですかね、最後に町長にお尋ねします。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

自然海岸はですね、これは違います。全く別の話でございますので、所謂漁港施設として使った施設、離岸堤もいくらか入るかも分かりませんが、離岸堤が壊れた場合は特にもう全く影響は無いかと、国の補助は無いかと、思いますけども、災害が来た時にはあります。そして今の漁業形態ならあります、災害の場合かかります。しかし将来的に例えば、堤防にクラックが入って壊れかけたという時はどうにもなりませんので、それは今から機能診断事業をやりまして、長期計画で保全しますよという計画を作っていけば国の補助金が来るだろうと思っております。そういう事です。詳細には今から機能診断をしますその内容によってですね、もう少しはっきり分かってくるかなと思っております。

○議長（森敏則君）

これで9番議員、岡田伊一郎君の一般質問を終わります。

以上で施政方針に対する一般質問を終わります。
暫時休憩します。

暫時休憩（午前 11 時 15 分）
再 開（午前 11 時 24 分）

○議長（森敏則君）

それでは休憩前に戻り、会議を続けます。

日程第 2 議案第 10 号 平成 25 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 6 号）
（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第 3 議案第 14 号 平成 26 年度東彼杵町一般会計補正予算
（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（森敏則君）

次に日程第 2、議案第 10 号平成 25 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 6 号）、日程第 3、議案第 14 号平成 26 年度東彼杵町一般会計補正予算、以上 2 件を一括議題とします。本案について委員長の報告をそれぞれ求めます。

9 番議員岡田総務厚生委員長。

○総務厚生常任委員長（岡田伊一郎君）

それでは委員会審査報告を申し上げます。

本委員会に付託された事件は、審査の結果次の通り決定したので会議規則第 76 条の規定により報告します。

1 付託された事件

議案第 10 号 平成 25 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 6 号）

2 審査年月日

平成 26 年 3 月 13 日、17 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、13 日各課長、教育次長の出席を求め産業建設文教常任委員会との連合審査会を行い、17 日に総務課長、財政管財課長の出席を求め委員会を開催しました。

本件は歳入歳出それぞれ 118,167 千円を減額し、総額を 4,665,769 千円とするものである。

今回の補正の主なものは、決算見込みによる減額が主であるが、漁港機能診断・保全計画作成業務委託料 20,200 千円、電波障害テレビ共聴施設撤去等工事 4,000 千円等の追加計上も行われている。

歳入では、町税 15,920 千円の追加計上はあるが、財政調整基金繰入金は 40,599 千円の減額や農業費県補助金の決算見込み 33,146 千円の減額等が計上されている。

慎重に審査した結果、適正な補正予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお審査の過程で千綿駅展望台新築工事等実施設計業務委託料減額については、9 月補正予算で計上され新聞報道されたにもかかわらず、今回減額された事は、何の為の議会審査であったのか。議会軽視ではないかとの意見がありました。補正予算というものは、当初予算確定後の色々な政治・経済・社会情勢の変化によって既定の予算に追加し、或いは変更を加える必要が生じる場合に編成するものであり、今後は十分な調査、研究等を行い慎重を期した計上を望むものである。

次に議案第 14 号について報告を致します。

1 付託された事件

議案第 14 号 平成 26 年度東彼杵町一般会計予算

2 審査年月日

平成 26 年 3 月 13 日、14 日、17 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、各課長、教育次長の出席を求め産業建設文教常任委員会との連合審査会を行い、その後、総務課長、財政管財課長の出席を求め委員会を開催し審査を行いました。

本件は町民主体で高齢者あるいは子ども達を含めた人と人が支える町づくりを行い、超高齢化社会にたつての町政運営を目指すものである。

対前年比 2.8%増の主なものには保育所運営費、障害福祉サービス給付費、浄化槽設置整備事業費補助金や道の駅食堂棟新築工事などである。

しかし、今後は税收減も見据え、町営住宅や町道、橋梁などの維持補修費に多額の予算が見込まれることから、将来に不安を残さないよう、さらに堅実な財政運営を継続していくことも必要である。

平成 26 年度予算総額は 4,564,000 千円で前年比 126,000 千円の増となっている。

歳入については、町税全体で前年比 0.99% (7,078 千円) 減となっているが、交付税や財政調整基金繰入金、国庫支出金で対応されている。

歳出の主なものには、扶助費や物件費などが増で、普通建設事業費は減となっている。

慎重に審査した結果、適正な予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

その後、本下委員より千綿駅浄化槽設置工事の予算執行に関しての附帯決議案が提出され、全委員一致可決されました。又、吉永委員より町営バス臨時運行業務委託料の予算執行に関しての附帯決議案が提出され、採決の結果、可否同数であり、委員長裁決により可決されました。

以上で報告を終わります。

○議長（森敏則君）

それではこれから委員長に対する質疑を行います。

質疑ある方は先に議案番号を告げてからお願い致します。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

それではこれから議案第 10 号の討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

討論ありませんか。討論がないようですので、討論無しと認め議案第 10 号の討論を終わります。

次にこれから議案第 14 号の討論を行います。ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

討論がないようですので、討論なしと認め、これで議案第 14 号の討論を終わります。

それではこれから議案第 10 号を採決致します。本案に対する委員長報告は可決です。お諮りします。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第 10 号平成 25 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 6 号）は委員長報告のとおり可決されました。

次にこれから議案第 14 号を採決致します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。お諮り致します。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成する方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森敏則君）

確認しました。起立多数です。

従って議案第 14 号平成 26 年度東彼杵町一般会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

ここで議案配付の為、暫時休憩致します。

暫時休憩（午前 11 時 32 分）

再開（午前 11 時 33 分）

○議長（森敏則君）

それでは休憩前に戻り会議を続けます。

お諮りします。只今総務厚生常任委員長から発議第1号議案第14号平成26年度東彼杵町一般会計予算に対する附帯決議案の提出について(その1)が提出されました。これを日程に追加し、日程の順序を変更し発議第1号を追加日程第1とし、直ちに議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従いまして、発議第1号を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

再度ここで議案配付の為、暫時休憩致します。

暫時休憩（午前11時34分）

再開（午前11時35分）

○議長（森敏則君）

それでは休憩前に戻り会議を続けます。

お諮りします。只今、総務厚生常任委員長から発議第2号議案第14号平成26年度東彼杵町一般会計予算に対する附帯決議案の提出について(その2)が提出されました。これを日程に追加し、日程の順序を変更し、発議第2号を追加日程第2とし、直ちに議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従いまして発議第2号を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1 発議第1号 議案第14号 平成26年度東彼杵町一般会計予算に対する
附帯決議案の提出について(その1)

追加日程第2 発議第2号 発議第14号 平成26年度東彼杵町一般会計予算に対する
附帯決議案の提出について(その2)

それでは追加日程第1、発議第1号議案第14号平成26年度東彼杵町一般会計予算に対する附帯決議案の提出について(その1)、追加日程第2、議案第2号発議第14号平成26年度東彼杵町一般会計予算に対する附帯決議案の提出について(その2)を一括して議題とします。これから提出者の説明をそれぞれ求めます。

総務厚生常任委員長、岡田君。

○総務厚生常任委員長（岡田伊一郎君）

それでは説明を致します。

まず議案第 14 号平成 26 年度東彼杵町一般会計予算に対する附帯決議案の提出について（その 1）でございますが、上記の附帯決議案を別紙のとおり会議規則第 13 条第 3 項の規定により提出をします。

提出の理由、合併浄化槽は地下埋設構造物であり、より慎重な予算執行を期する為。

右側にお願いします。議案第 14 号平成 26 年度東彼杵町一般会計予算に対する附帯決議案。

2 款 1 項 5 目（財産管理費）のうち千綿駅浄化槽設置等工事については、飲食店仕様の 25 人槽合併浄化槽の設置費用 5,000 千円が計上されているが、多額の町費を無駄にする事がないよう、飲食店経営者に対し一定期間の営業確約及び不履行責任を書面で明確にするよう厳に求めるとともに、それまでは予算を執行しないこと。尚、予算執行にあたっては、事前に内容を知らされたい。

以上決議する。平成 26 年 3 月 24 日東彼杵町議会でございます。

次に（その 2）についてご説明を致します。（その 2）の提出理由でございますが、町営バス臨時運行について道路運送法を順守する為でございます。

議案第 14 号平成 26 年度東彼杵町一般会計予算に対する附帯決議案。

6 款 1 項 9 目（農業振興企画費）のうち、町営バス臨時運行業務委託料 219 千円については、町営バスを臨時的に使用して業務を委託することは道路運送法に抵触するもので、町直営で運行するよう予算執行されたい。

以上決議する。平成 26 年 3 月 24 日東彼杵町議会。以上でございます。

○議長（森敏則君）

それではこれから提出者に対する質疑を一括して行います。質疑がある方は先に発議番号をお知らせ下さい。

7 番議員、佐藤君。

○7 番（佐藤隆善君）

発議 1 号。もっともな様な言葉で当然つくってある訳ですけども、これでいきますと不履行責任を書面で明確にするよう厳に求める。求めるのは結構だと思うんですよ。それでその後ですよ。それまでは予算を執行しないようにって、こんな足かせをされて、強制が出来ますか、厳に。提案者の方にお尋ねしたいんですけどね、こういう文言で、何でも縛るという事になるとこれは何も出来ないという事になっていきませんか、今から。この例えば千綿駅の合併浄化槽に限らず、一般の工事も、契約を交わす訳ですから、その中にちゃんと条項である訳ですから、それは必ず履行するというを確認しないと施工は認めないと言えど何にも出来ないではないですか、これ。こればかりになってしまいますよ、これから先。これでいいんですか、こういう方法で、どうですか。

○議長（森敏則君）

岡田総務厚生常任委員長。

○岡田総務厚生常任委員長（岡田伊一郎君）

先程仰られた佐藤議員の事はもっともですが、この附帯決議というのは何にも効力はありません。これは議会の意見・要望、ここで地下埋設に予算を投入するなら、これが無駄にならないようにして欲しいというのを書面で残したいという事で、審査の過程ではそういう事でありました。以上であります。

○議長（森敏則君）

7番議員、佐藤君。

○7番（佐藤隆善君）

であるならば執行については慎重を期されたいとか、そういう言葉で予算審議の途中でそういう言葉でいいのではないですか。これで拘束力の無いものをこういうその重々しい言葉で文書にわざわざ残して、今から先全部この方式で今度は審査の過程でやっていかないといけないですよ。だから私はそこを心配しているんですよ。効力が無い、無いならば委員会の審査の中で、口頭でこういう風に慎重にやられたらいかかという事をしてくださいよと確認すれば、わざわざこの文章で、これ何ですかというような書き方ですよ。だから他の議員さんがどう仰るかですけども、私はそう思いますので委員長どうですか。

○議長（森敏則君）

岡田総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（岡田伊一郎君）

これが出ましたのは、ここのオフトーク室との橋、渡るあれが出ましたよね、予算が一度。それで設計までされて予算がボツになりました、工事はしない。それは議会でも意見はどんどん戦わせたのですが、そのまま執行されてしまって、設計費だけが900千円くらいでしたかね、金額。そういう事があって今度の総務厚生委員会でこういう意見が出ました。以上であります。

○議長（森敏則君）

10番議員、後城君。

○10番（後城一雄君）

今佐藤議員が仰いましたが、私も同じ考え方で、全部これ契約する時には懲罰を課すような、所謂今までの通常の契約を当然相互で話し合うというのが当たり前でございまして、これを前もってするなというのはこれ契約出来ませんよ。私ははっきり言って、これは違法性があると認識致しております。あのそういったものを可決ということになっていますから、ちょっと問題だなと。そういうその話の中でちょっと行き過ぎではなかろうかと話しはいつさい出なかったのかお聞きします。

○議長（森敏則君）

岡田総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（岡田伊一郎君）

委員会ではその話はでませんでした。ただ、先程後城委員さんが仰った違法、これにも当たりません。何故なら、拘束力が無いからです。あくまでも議会の要望・意見です。これ附帯決議はそうでありますから、どこでもですね。ただ後城議員が仰った予算を執行しない文書の書き方ですね、これについてはこのまま何も意見は出ませんでした。以上です。

○議長（森敏則君）

2番議員、橋村君。

○2番（橋村孝彦君）

審議の過程でお尋ねしますけども、経営者に対して一定期間の営業確約云々のございますけども。委員会の審議の過程で、経営形態等についてのその確認といいますか、そういうものはあったんですか。

○議長（森敏則君）

岡田総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長。（岡田伊一郎君）

そういうのは一切ございませんで、ただ問題になったのがその地下構造物埋設で、もし店が途中で辞めたり出来なかつたりしたら、これが全くお金を投入するのに非常に経費が掛かるのではないかと、そういう事であります。審査の過程であったのはですね。

○議長（森敏則君）

他に。

5番議員、滝川君。

○5番議員（滝川初夫君）

私も総務委員の一人で今から言う意見を言えば、どうした事かと言われるかもしれませんが、先日の委員会の折にはこの決議を見て、こういう意見もあるのかなと思っていましたが、よく考えてみるとこの合併浄化槽は飲食店が入る為の合併浄化槽

○議長（森敏則君）

滝川議員、委員長に対する質疑をお願いします。

○5番議員（滝川初夫君）

失礼しました。

○議長（森敏則君）

よろしいですか。

1番議員、堀君。

○1番（堀進一郎君）

この文言の中に、やはり営業者に対して、一定期間の営業確約と一定期間とただ文言がこういう大事な事を、今からやって頂こうという経営者に対して、ちょっと締め付けたいいけないのではないかなと考えている訳ですけども。この一定期間という言葉は、この文言に対して委員会で何かこの期間定めというのは出てきませんでしたか。

○議長（森敏則君）

岡田総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長。（岡田伊一郎君）

これは一定期間というのはやっぱり数年ですね。で、これが営業確約とか何とかという問題になりますけども、とにかくこの地下構造物は店がずっと経営していかないと、この25人槽が無駄になるのではないかという意味合いからこのあれがでたということですね。数年ですね。

○議長（森敏則君）

他に。

[「ありません」と叫ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

他に質疑がないようですので、委員長に対する質疑をこれで終わります。

それではお諮り致します。発議第1号、発議第2号は会議規則第38条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますがご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。

従って、発議第1号、発議第2号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。まず、発議第1号に反対者の発言を許します。

3番議員、浪瀬君。

○3番（浪瀬真吾君）

この文言の中にですね、飲食店経営者に対し一定期間の営業確約及び不履行責任を書面で明確にすることとあってありますけども、これはやはり執行権の範疇であって、人間も生身であります。という事は一定期間もその例えば健康上の理由とか何とかで、お互い協議の基にそれを契約を解除しなければならない事案等も出てくるのではなかろうかと思われまます。そういった中ではもう執行者とのそういった契約の中であるものであって、議会が何らそういった縛り付けをするものではないと思っておりますので反対を致します。

○議長（森敏則君）

次に発議第1号に対する賛成者の発言を許します。

11番議員、本下君。

○11番（本下利之君）

私は賛成の立場から発言をします。

まず予算執行する前はですね、我々扱うのは税金を扱う訳ですから、大切な税金を確実に使って頂くというものに対しては、なんら我々も賛同する訳でございます。今までの中でちょこちょこことそういう部分がありましたので、どう考えても、やはり千綿駅の

状況からした時に、あそこでそういうような事業をするという事を想定しながら、それに見合う 25 人槽の 5,000 千円を支出した浄化槽を作ってやったと、その者がやっぱり仮にお客が来ずにどうにもならないという状況も想定されると。別にそういう拘束力も無いんですが、附帯決議の中にやはり事業主として自覚をしっかり持って経営をして頂きたい、大事なお金を投入するのだからお願いしますよと。そういう意味を含めた附帯決議でございますので、ひとつ叱咤激励をして繁盛されるように期待するものであります。なんらその皆さん達が懸念されるような事ではなくして税金をしっかり使っていたく。そのことがこの附帯決議になっておりますので。

○議長（森敏則君）

それでは次に発議第 1 号の反対者の発言を許します。

10 番議員、後城君。

○10 番（後城一雄君）

先程委員長にお知らせをしたところですが、附帯決議だから問題が無いと拘束がないからということでしたが、ただここまで議決するとなると全く違う状況になります。所謂通常は先程申し上げましたとおり、当然相手方との不履行が感じられた場合は、所謂両方相互で話し合うというのが当然の事でありまして。これはこういう懲罰をつけます我々の可決になりますと、私から言えば議会が越権行為、自分達の所謂権限を超えた可決になるんじゃないかと私は考えております。そういう事でこの事については反対を致します。

○議長（森敏則君）

次にこの発議に対する賛成者の発言を許します。

8 番議員、樋口君。

○8 番（樋口庄次郎君）

今回附帯決議のこの千綿駅の浄化槽に対して多額の設置費用を予算では計上されていますけど、町長の施政方針の中にも、千綿駅に対する非常な思い、情報発信や交流の場・千綿駅ファンクラブなどで非常に力を入れておられる。そういったことからこの飲食店経営者に対しまして、長くしてもらうために、この文面にもありますように、ある程度の期間を設けて契約を交わしていただきたい。そう言う気持ちから私は賛成でございます。

○議長（森敏則君）

次に反対者の発言を許します。

5 番議員、滝川君。

○5 番議員（滝川初夫君）

先程の続きでお願いします。私の今から言う意見は、今日皆さんが言われたから言うのではなくて。先日の委員会の折に文章を見まして、1 号と 2 号と一緒に出ていたものですから 2 号の方にばかり気が取られていまして。これは帰ってからよく噛み砕くのに

時間が掛かって、その夕方に慎重に見ていましたら、この決議文を見てですよ。こういう意見もあるのかなってという思いをして帰っていた訳ですけど、帰ってから慎重に見てみたら、飲食店が入る為にこの合併浄化槽を造るような文章ではないかと思う訳ですよ。本来はこの浄化槽は飲食店を含めて不特定多数の方が利用するのに設置されるのではないのかと思った訳ですよ。それでこの浄化槽設置の件で、今度入る予定をしておられる飲食店の方に全責任を押し付けるような文章ではないかという事を非常に私は感じまして、この文章を帰って判断して、その後委員長に、私はあの時何も言わなかったけど、本意に反する様な事という事で委員長だけに連絡していた訳ですけども。これで議決されれば出店希望される方も二の足を踏むのではないかと危惧している訳ですよ。それでですね、私は本意を押えたまま賛成するという事は出来ないという事で熟慮に熟慮を重ねた結果、この決議文には賛成しかねます。以上です。

○議長（森敏則君）

次に賛成者の発言を許します。

6番議員、吉永君。

○6番（吉永秀俊君）

先程も委員長が言っておりましたようにね、附帯決議というのは議会からの強い要望なんですよ、強い要望。何故これが出たかという、先程もあつた様に前例があるからなんですよ。予算計上されて執行されなかった。予算に上げられて執行されたけどそれが全く無駄になったという前例があります。千綿駅は駅という事で町内には千綿駅と彼杵駅がある訳ですけど、現在千綿駅の方が注目を浴びて、我々としてもこの千綿駅は大事に今後町の財産として長く後世にも残していかなければならない貴重な財産ですよ。ですからこういう所で新規事業をされる場合はそういう前例がありましたから、今後はそういう事が無いように、きちっと町の指導の下に、長期的にここで町の観光の一部として、また町の財産の一部として長くしていく為には今までないような厳しい詳細な契約をして頂きたいという要望なんですよ。今までこういう慎重に契約をされた事がないと言うことではないんです。千綿駅が大事だからこそ、尚更今まで以上の慎重さを持って契約をしてもらいたいという事で、この附帯決議は私は出ていると思いますので賛成致します。

○議長（森敏則君）

次に反対者の発言を許します。

7番議員、佐藤君。

○7番（佐藤隆善君）

先程もちよつと申し上げましたけども、今の発言にいちやもんを付ける訳でもございませんが、よく考えてもらいたいと。彼杵駅はJRの駅なんですよ、駅舎自体が。これはもうご存知でしょう。千綿駅は町有地なんですよ。町有地に建物も町のもので。だからこの話が出ている訳でしょ。だからその中に結局有効活用を図る為には、町がし

なければならぬ訳ですね。そして建築から既に20年ぐらい経過していると思いますけども、あそこのトイレは簡易水洗です。それでしょっちゅう故障修理あってました、昔は。だからそれが老朽化した、それで不特定多数の人が利用される。今回は先程言いました飲食店が入られるかどうかまだ決定ではありません。ただ公衆トイレとして必要だから、それから下水道化が図れない場所での町の建物を浄化槽を付ける。その推進という事も含めたところでの話だと解釈すれば、ここまでなんといいます、飲食店が入るにしても使うにしても、ここまで墓の中まで持っていかんば様な制約をここに設けるといふ事については理解出来ないと申し上げているんです。だから私はこういうふうな事で必要ならば口頭で申し上げて、その後はどうなったか口頭で説明を受ければ良い事で、何の拘束力も無い附帯決議ですからと仰いますが、じゃあ出さなきゃいいでしょう。だから反対しているんです。何か効力があるなら、私は附帯決議出していいですよ。公的な拘束がないものを、何か自分達だけが自己満足する為に出したような、こういう風なのは口頭で確約取れば良い事で。だから私は反対致します。

○議長（森敏則君）

それでは次に賛成者の発言を許します。

それでは次に反対者の発言を許します。

1番議員、堀君。

○1番（堀進一郎君）

私もこの文言を見まして本当反対です。相手に対して、やはり経営者の皆さんにしてもですね、こういう厳しい書面を持って厳しく求めると、厳しく求めるといふ言い方ですよ。これ無礼ですよ、こういう事は、私は。本当は、今千綿の駅利用、活用ですね。これ千綿住民の願いです。特に今若い人達が千綿の地域に集まるようにそういう施設も欲しいと、特に千綿の駅というのは前からだったのですが、パン一個も無いと或いはスポーツ新聞でも無いと寂しい駅だという事で、非常に千綿の人達は以前からお願いするようなそういう有効活用の施設なんです。それを行政もやはり判断して、ここにそういう町おこしの為にやろうという事ですから、私は、この内容を見まして予算を話し合い出来るまで、予算を執行するとか、そういう執行権に対して、行政の執行権を阻害するような事をしては、むしろ議員としてモラルが低下してはなからうかと、そういう風に思っております。そういう事から特に行政としては、一刻も早くそういう町民の声を聞く為にも、私は環境整備をする事が前提と思っておりますので、やはりそういう事業をして、そして経営者の皆さん達が喜んで来ていただくような環境作りを、是非してもらいたいという事で、今回の発議に対しては私は反対という事で思っております。

○議長（森敏則君）

他に討論ありますか。

[「ありません」と叫ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

他に討論がないようですので、これで発議第1号の討論を終わります。

次にこれから発議第2号の討論を行います。まず始めに発議第2号の反対者の発言を許します。

2番議員、橋村君。

○2番（橋村孝彦君）

道路運送法の関係ですよね、業務を委託することは道路運送法に抵触すると断言されておりますけども、これは確かにその臨時運行便は委託料ではありません。この文面を見ますと、臨時運行便がいかにも道路運送法にて抵触するかのよう受け止められますが、これは委託料と需用費か或いは使用料等々の区分の振り分けの違いだと私は思っております。この間の委員会の席上で、総務課長にあなた方お尋ねされたと思うんですけども。そのときに陸運支局の方に問い合わせられましたよね、その時の回答は確かに委託料というのは好ましくない。けれども法的瑕疵はないという答えを頂いております。正にその通りなんです。ですからこれは私的な受け止め方、性善説に立って受け止めれば、私は軽微な間違いであろうと、事務的な間違いだろうとそういう受け止め方をしております。

例えばですね、私ちょっとこの間調べて、色々法的論文を調べております。某地方公共団体で、法的瑕疵がないものに対して附帯決議を決議して名誉棄損で訴えられたという事案もございましたので、ここはやっぱり慎重にやっていただきたい。そもそも道路運送法79条の基本理念は何だと思えます。これは交通過疎地或いは交通弱者の為に必要であろうという事で制定された道路運送法であります。ちょっと私からすれば法解釈を基本的な部分をちょっと間違っているのではないかというふうに思われます。

私達議会というのは所謂町民の福祉向上に期すること、貢献すること、それも私達の少なからず努めだと思えますので、これに関するものに関しては、附帯決議に関しては私は反対致します。以上です。

○議長（森敏則君）

次に本発議に賛成者の発言を許します。

6番議員、吉永君。

○6番（吉永秀俊君）

私ちょっと総務委員会での提案者というふうになって、ちょっとどうかなと反をするのはどうかなと思いましたが、どなたもいらっしやいませんので、ちょっとこれを出た経緯からちょっと説明したいと思えます。その予算書に業務委託料とのついていた訳ですよ。もしこのまま執行されていたら大変な事になっていたと思うんですよ。その委託をされた方なんかは、正に道路運送法に抵触される行為をこのまま行けばなされた訳ですから。それをこの連合審査の時点で食い止めたという事は、私はその方に対しても非常に助かったことになると思うんですよ。そういう事でこれ附帯決議ですよ、さっき

も言いましたように議会としての要望ですよ。だから二度とこういう事が無いように、予算計上するときにこういうことが無いようにという事で。これ議会からの戒めですから。これはもう是非私は当然議会として附帯決議をする権利といたしますか、議会の権利ですから。やはりそういうのをきちっと行使をするという意味でも、こういった事を二度と繰り返さないように執行部への忠告にも捉えてもらいたいと思っています。

○議長（森敏則君）

次に反対者の発言を許します。

次に賛成者の発言を許します。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

討論がこれ以上無いようですので、これで発議第2号の討論を終わります。

それではこれから発議第1号を採決致します。本案の採決は起立によって行います。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（森敏則君）

記録を致します。起立少数です。従って、発議第1号議案第14号平成26年度東彼杵町一般会計予算に対する附帯決議案の提出について（その1）は否決されました。

次にこれから発議第2号を採決致します。本案の採決は起立によって行います。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（森敏則君）

起立少数です。従って、発議第2号議案第14号平成26年度東彼杵町一般会計予算に対する附帯決議案の提出について（その2）は否決されました。

ここで昼食の為暫時休憩致します。

暫時休憩（午後12時08分）

再開（午後1時14分）

日程第4 議案第15号 平成26年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計予算
(委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第5 議案第16号 平成26年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計予算
(委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第6 議案第17号 平成26年度東彼杵町介護保険事業特別会計予算
(委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第7 議案第18号 平成26年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計予算

(委員長報告・質疑・討論・採決)

○議長（森敏則君）

午前中に引続き会議を続けます。

それでは次に日程第4、議案第15号平成26年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計予算。日程第5、議案第16号平成26年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計予算。日程第6、議案第17号平成26年度東彼杵町介護保険事業特別会計予算。日程第7、議案第18号平成26年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計予算。以上4案を一括議題とします。

本案について委員長の報告をそれぞれ求めます。

岡田総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（岡田伊一郎君）

それでは付託された案件に付きましてそれぞれ報告を致します。

1 付託された事件

議案第15号 平成26年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計予算

2 審査年月日

平成26年3月17日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、各課長の出席を求め産業建設文教常任委員会との連合審査会を行い、その後、総務課長、財政管財課長の出席を求め委員会を開催しました。

平成26年度予算総額は10,345千円となっている。

本件は瀬戸郷にある町有地（千綿紡績跡地）の宅地分譲開発のための委託料である。

歳入については、土地開発基金繰入金9,825千円がほとんどであり、歳出については測量設計業務委託料9,825千円などである。

慎重に審査した結果、適正な予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に議案第16号について報告を致します。

1 付託された事件

議案第16号 平成26年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計予算

2 審査年月日

平成26年3月17日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、各課長の出席を求め産業建設文教常任委員会との連合審査会を行い、その後、総務課長、財政管財課長、町民生活課長の出席を求め委員

会を開催しました。

平成 26 年度予算総額は 1,281,574 千円で前年比 40,274 千円の増となっている。

本件は急速な少子高齢化の進展、経済の低迷、医療費の増加等、極めて厳しい財政運営となっている。

歳入については、主なものが保険税 203,267 千円、国庫支出金 342,878 千円、前期高齢者交付金 279,245 千円等である。

歳出については、保険給付費 853,759 千円、後期高齢者支援金 142,977 千円、共同事業拠出金 171,249 千円などである。

慎重に審査した結果、適正な予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に議案第 17 号について報告します。

1 付託された事件

議案第 17 号 平成 26 年度東彼杵町介護保険事業特別会計予算

2 審査年月日

平成 26 年 3 月 17 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、各課長の出席を求め産業建設文教常任委員会との連合審査会を行い、その後、総務課長、財政管財課長、町民福祉課長の出席を求め委員会を開催しました。

平成 26 年度予算総額は 850,000 千円で、前年比 41,700 千円の減となっている。

本件は保険給付費、地域支援事業費ともに前年度実績を基に計上されているが、保険給付費は減少傾向にある。

歳入については、主なものが保険料 147,997 千円、国庫支出金 217,842 千円、支払基金交付金 236,186 千円等である。

歳出については保険給付費 806,796 千円、地域支援事業費 23,430 千円などである。

慎重に審査した結果、適正な予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に議案第 18 号について報告します。

1 付託された事件

議案第 18 号 平成 26 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計予算

2 審査年月日

平成 26 年 3 月 17 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、各課長の出席を求め産業建設文教常任委員会との連合審査会を行い、その後、総務課長、財政管財課長、町民生活課長の出席を求め委員会を開催しました。

平成 26 年度予算総額は 98,500 千円で、前年比 5,490 千円の増となっている。

歳入については、主なものが後期高齢者医療保険料 55,039 千円、繰入金 38,605 千円などである。

歳出については総務費 7,600 千円、後期高齢者医療広域連合納付金 90,619 千円などである。

慎重に審査した結果、適正な予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上であります。

○議長（森敏則君）

それではこれから委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑がある方は先に議案番号をお知らせ下さい。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

質疑が無いようですので、これで質疑を終わります。

これから議案第 15 号、議案第 16 号、議案第 17 号、議案第 18 号の討論を一括して行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

討論なしと認め、これで 4 議案の討論を終わります。

それではこれから議案第 15 号を採決を致します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森敏則君）

確認しました。起立多数です。

従って、議案第 15 号平成 26 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次にこれから議案第 16 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定する事に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森敏則君）

確認しました。起立多数です。従って、議案第 16 号平成 26 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次にこれから議案第 17 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（森敏則君）

確認しました。起立多数です。

従って、議案第 17 号平成 26 年度東彼杵町介護保険事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次にこれから議案第 18 号を採決します。この採決は起立により行います。本案に対する委員長報告は可決です。お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（森敏則君）

確認しました。起立多数です。

従って、議案第 18 号平成 26 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 19 号 平成 26 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計予算
(委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第 9 議案第 20 号 平成 26 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計予算
(委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第 10 議案第 21 号 平成 26 年度漁業集落排水事業特別会計予算
(委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第 11 議案第 22 号 平成 26 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計予算
(委員長報告・質疑・討論・採決)

○議長（森敏則君）

次に日程第 8、議案第 19 号平成 26 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計予算。日程第 9、議案第 20 号平成 26 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計予算。日程第 10、議案第 21 号平成 26 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計予算。日程第 11、議案第 22 号平成 26 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計予算。以上 4 案を一括議題とします。本案について委員長の報告をそれぞれ求めます。

浪瀬産業建設文教常任委員長。

○産業建設文教常任委員長（浪瀬真吾君）

本委員会に付託された事件について、審査の結果を次の通り決定したので、会議規則第 76 条の規定によりそれぞれ報告を致します。

1 付託された事件

議案第 19 号 平成 26 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計予算

2 審査年月日

平成 26 年 3 月 17 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された議案について、3 月 17 日総務課長、財政管財課長、水道課長の出席を求め総務厚生常任委員会との連合審査会を行い、その後委員会を開催しました。

平成 26 年度予算の総額は、歳入歳出それぞれ 426,920 千円で、前年度に対し 242,468 千円（131.5%）の増である。

歳出については、総務管理費に係る主なものとして職員の給与費で、その他旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、積立金等で 44,007 千円が計上されている。給水費に係る需要費全体では、33,077 千円が計上されている。委託料は、メータ一検針委託料その他 19,684 千円が計上されている。その他、職員の時間外勤務手当、賃金、役務費等、給水費全体で 69,132 千円が計上されている。建設費については、建設改良費が公共下水道事業水道管敷設替工事、中尾・中岳深井戸揚水試験洗浄工事、千綿第二配水池保温工事で 23,290 千円が計上されている。新規事業では、統合簡易水道事業 102,004 千円、彼杵簡易水道基幹改良事業 51,294 千円、千綿簡易水道基幹改良事業 94,722 千円が計上されている。公債費については、40,067 千円の償還額が計上されている。

歳入については、新料金を基に水道料金収入見込み額を 139,740 千円、また、新規事業に伴う国庫補助金 78,069 千円、簡易水道事業債 140,300 千円、辺地対策事業債 17,200 千円が計上されている。その他、一般会計繰入金 47,105 千円、公共下水道事業等に伴う補償費 3,640 千円等が計上されている。

以上、慎重に審査した結果、適正な予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

尚、審査の過程で工事施工に当たっては、交通規制等地域住民の皆さんと良く協議した上で着手し、安全確保に努めてほしいとの意見が有りました。

次に、

1 付託された事件

議案第 20 号 平成 26 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計予算

2 審査年月日

平成 26 年 3 月 17 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された議案について、3 月 17 日総務課長、財政管財課長、水道課長の出席を求め総務厚生常任委員会との連合審査会を行い、その後委員会を開催しました。

平成 26 年度予算の総額は、歳入歳出それぞれ 45,500 千円で、前年度に対し 3,500 千円（8.3%）の増である。

歳出については、総務管理費 126 千円、運営費の光熱水費等需用費 3,970 千円及び維持管理費保守委託料等 12,779 千円、その他 1,434 千円が計上されている。西部クリ

ーンセンター維持管理費については、漁業集落排水事業との処理人口比 6:4 で按分してある。公債費については、元利合計 26,763 千円が計上されている。

歳入については、中尾地区、西部地区の使用料 7,001 千円、一般会計繰入金 31,585 千円、県補助金 6,870 千円、手数料及び諸収入等 44 千円が計上されている。

以上、慎重に審査した結果、適正な予算措置と認め、全委員一致原案の通り可決すべきものと決定しました。尚、審査の過程で接続率のアップに努めてほしいとの意見がありました。

次に、

1 付託された事件

議案第 21 号 平成 26 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計予算

2 審査年月日

平成 26 年 3 月 17 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された議案について、3 月 17 日総務課長、財政管財課長、水道課長の出席を求め総務厚生常任委員会との連合審査会を行い、その後委員会を開催しました。

平成 26 年度予算の総額は、歳入歳出それぞれ 9,200 千円で、前年度に対し 1,500 千円 (19.5%) の増である。

歳出については、総務管理費 35 千円、運営費の西部クリーンセンター等の維持管理に係る諸経費 5,454 千円、公債費の建設費に要した下水道債の元利償還費 3,397 千円が計上されている。

歳入については、一般会計繰入金 5,993 千円と使用料及び手数料 2,508 千円、県支出金 690 千円、諸収入等 9 千円が計上されている。

以上、慎重に審査した結果、適正な予算措置と認め、全委員一致原案の通り可決すべきものと決定しました。尚、審査の過程で接続率のアップに努めてほしいとの意見がありました。

次に、

1 付託された事件

議案第 22 号 平成 26 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計予算

2 審査年月日

平成 26 年 3 月 17 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された議案について、3 月 17 日総務課長、財政管財課長、水道課長の出席を求め総務厚生常任委員会との連合審査会を行い、その後委員会を開催しました。

平成 26 年度予算の総額は、歳入歳出それぞれ 427,500 千円で、前年度に対し 4,700 千円 (1.1%) の増である。

歳出については、総務管理費の管理に係る職員の給料 8,415 千円、職員手当等

5,887千円、共済費3,045千円が計上されている。運営費については、処理場維持管理委託料等34,951千円が計上されている。建設費については、管渠等工事請負費225,037千円、汚水管工事に係る水道管移設等補償費7,992千円等が計上されている。公債費については、元利償還費として、96,556千円が計上されている。

歳入については、主なものとして分担金及び負担金4,366千円、使用料及び手数料33,035千円、その他主要な財源は国庫負担金114,000千円、一般会計繰入金168,292千円、町債107,800千円が計上されている。

以上、慎重に審査した結果、適正な予算措置と認め、全委員一致原案の通り可決すべきものと決定しました。尚、審査の過程で工事施工に当たっては、交通規制等地域住民の皆さんと良く協議した上で着手し、安全確保に努める事と接続率のアップに努めてほしいとの意見がありました。

○議長（森敏則君）

それではこれから委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑がある方は先に議案番号をお知らせ下さい。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

質疑が無いようですので、これで質疑を終わります。

それではこれから議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号の討論を一括して行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

討論なしと認め、これで議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号の討論を終わります。

それではこれから議案第19号を採決致します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長報告の通り決定する事に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森敏則君）

確認しました。起立多数です。

従って、議案第19号平成26年度東彼杵町簡易水道事業特別会計予算は、委員長報告の通り可決されました。

次にこれから議案第20号を採決致します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長報告の通り決定する事に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（森敏則君）

起立多数です。

従って、議案第 20 号平成 26 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計予算は、委員長報告の通り可決されました。

次にこれから議案第 21 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長報告の通り決定する事に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（森敏則君）

確認しました。起立多数です。

従って、議案第 21 号平成 26 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計予算は、委員長報告の通り可決されました。

次にこれから議案第 22 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定する事に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（森敏則君）

確認しました。起立多数です。

従って、議案第 22 号平成 26 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計予算は委員長報告の通り可決されました。

日程第 12 議案第 23 号 平成 25 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 7 号）

○議長（森敏則君）

それでは次に、日程第 12、議案第 23 号平成 25 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 7 号）を議題とします。提出の理由を求めます。

町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 23 号平成 25 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 7 号）でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 106 千円を追加しまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4,665,875 千円とするものでございます。

提案の理由と致しましては、地方自治法施行令第 165 条の 8 の規定に基づく出納閉鎖後の戻出金及び同令第 160 条の規定に基づく過年度収入について計上するものでございます。これにつきましては、先の全員協議会で申し上げました通り、平成 24 年度の

会計におきまして過大に徴収する或いは徴収していなかったり案件が発生しております。詳細につきましては、予算の方を財政管財課長に説明をさせます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようよろしくお願い致します。

○議長（森敏則君）

町長に代わり、財政管財課長。

○財政管財課長（深草孝俊君）

議案第23号平成25年度東彼杵町一般会計補正予算（第7号）につきまして、補足して説明致します。

7ページをお願い致します。歳出、3款1項4目、福祉センター費でございます。先程説明がありましたように、平成24年度の総合会館福祉センター施設の定期報告書作成業務費の内、福祉センター分を社会福祉協議会に対しまして重複して請求収納しております、この還付金の計上でございます106千円でございます。

それから5ページをお願い致します。一般財源と致しまして、1款2項1目、固定資産税を81千円追加を致しております。

それから6ページをお願い致します。21款4項5目、雑入1節、施設等利用料という事で、25千円ですが。これは総合会館福祉センターの夜間警備委託料の第1四半期分、それから同じく福祉センターの消防設備法定点検委託料第2期分の請求漏れでございます、合計25千円これを収納するものです。

それから1ページの第1表の歳入歳出予算補正につきましては、積み上げでございますので説明を省略致します。同じく3ページの歳入歳出補正予算事項別明細書も積み上げでございますので、詳細については説明を省略致します。以上でございます。

○議長（森敏則君）

それではこれから質疑を行います。

9番議員、岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

只今の説明でわかったのですが、お金をやり取りする時相手方がいますよね、確認が今回出来なかったというか、裁定、それからあと受け入れる側、その二重になったという問題点がどこにあったのか、ちょっと町長にお尋ね致します。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これはですね、定例的な業務でございます、正に職員の怠慢です。単純に今回は4期ですが、4期の請求がきたらそれをすぐさま直ちに支出をする、或いは徴収をするとしておとけば全く問題ない。だからあつてはならない事ですので、正に職員の怠慢としか言えません。来たやつをそのまま請求書来る訳ですから、それをそのまま転記して回すだけでいいんですから。相手方の福祉協議会が相手方ですがけども、相手方も本来2

回払ったとか気付くべきですね。それと例えば何月分を払ってなかったという事は、向こう側の裁定もわかる訳ですから、お互いどちらも全くそういう意識が無くて本当もう大変申し訳なく思っております。以上です。

○議長（森敏則君）

9番議員、岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

もう1点お尋ねしますが、全ての電子決済ですよ、昔のように紙による記録というのは全然残らないんですかね。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

電算処理はしておりますけども、そういう帳票は必ずその作成できます。パソコンに入力したらそれが出来ますから、それを決済に回すだけです。全く間違いもありませんので、本当職員がそういう電算の起票をしなかった、請求をしなかった、というかそれを起こさなかったというのが一番間違いです。自分のところに書類を間違っただけでそのまま放置していたという事です。それが26年度の当初予算作成の時に、アラッという事で間違っただけです。本当にもう正に怠慢であります。大変申し訳ございません。

○議長（森敏則君）

他に。

3番議員、浪瀬君。

○3番（浪瀬真吾君）

今のところ、今後そういった事を未然に防ぐ対策として、どのように考えておられるかお尋ねを致します。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

こういう安易な間違いが相次いではなりませんので、前回のJRの固定資産の時も含めまして、それぞれ職員のマニュアル等を作りながらやっている訳でございますけども、今回のような事は、これは単なる個人のミスだと思います。他の職員がこれがあれば大変なんですけども、こういう事を過年度分を2年3年経ってから分かるというのは本当に怠慢でございます。それに対する予防策というのは常に緊張感を持って、課長、係長それぞれそういう意識をしながら、日常業務に注意をしながらいくしか方法は無いかなと思っております。

○議長（森敏則君）

他に。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

他に質疑が無いようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。只今議題となっております議案第 23 号は会議規則第 38 条第 3 項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますがご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って、議案第 23 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 23 号を採決致します。お諮りします。本案は原案のとおり決定する事にご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って、議案第 23 号平成 25 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 7 号）は、原案のとおり可決されました。

日程第 13 委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件

○議長（森敏則君）

次に日程第 13、委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件を議題とします。各常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 74 条の規程によってお手元に配りました特定事件（所管事務）の調査の事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員長から申し出の通り閉会中の継続調査とする事にご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って、各常任委員長からの申し出の通り閉会中の継続調査とする事に決定しました。

日程第 14 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

日程第 15 特別委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件

○議長（森敏則君）

次に日程第 14、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件。及び日程第 15、特別委員会の閉会中の特定事件（所掌事務）調査の件を一括議題とします。議会運営委員長から平成 27 年 3 月末まで開催される定例会及び臨時会の議会運営について、議会改革特別委員長から所掌事務のうち、会議規則第 74 条の規定によってお手元に配りました特定事件（所掌事務）調査の件について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出の通り閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件及び特別委員会の閉会中の特定事件（所掌事務）調査の件は継続調査とする事に決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

ここで今会期中において、総務厚生常任委員会の連合審査の折、道の駅にかかる質疑の中で不適切な発言があった事に対してお詫びを申し上げ訂正を致します。

会議を閉じます。平成 26 年第 1 回東彼杵町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

閉 会（午後 13 時 48 分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実に相違ないことを証明するため署名する。

平成 26 年 8 月 20 日

議 長 森 敏 則

署名議員 樋口 庄次郎

署名議員 岡田 伊一郎